

資料2

5月27日 食品衛生分科会

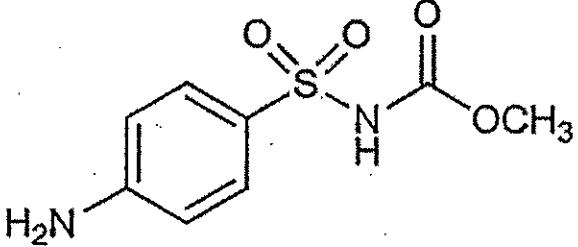
報告事項に関する資料

(2) 報告事項

① 農薬等

・ アシュラム (暫定基準の見直し+インポートトレランス申請) ..	1
・ キザロホップエチル及びキザロホップP テフリル (暫定基準の見直し+魚介類への基準値設定+適用拡大)	7
・ シモキサニル (暫定基準の見直し+インポートトレランス申請)
	14
・ フェノチオカルブ (暫定基準の見直し)	20
・ フルチアセットメチル (暫定基準の見直し)	24
・ ベンジルアデニン (暫定基準の見直し)	27
・ メソトリオン (インポートトレランス申請)	32
・ テフルベンズロン (暫定基準の見直し+インポートトレランス申請+適用拡大)	35
・ トリクラベンダゾール (暫定基準の見直し)	41

アシュラム (Asulam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルファニルアミド系/カーバメート系の除草剤である。雑草の茎葉部及び根部から吸収され、細胞分裂が盛んな部位で7,8-ジヒドロプロテロイン酸シンターゼを阻害し、葉酸の生合成を低下させることにより殺草効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	ほうれんそう／一年生雑草、さとうきび／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	ほうれんそう、さとうきび等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてさとうきび、牛乳等に、EUにおいてりんご、さとうきび等に、豪州においてばれいしょ、ホップ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI: 0.36 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 36 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARFD: 3 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 6ヶ月及び1年間 慢性毒性試験（イヌ・強制経口） 単回経口投与に関連した無毒性量 300 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アシュラムとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(1歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p>		TMDI/ADI (%)	一般(1歳以上)	0.1	幼小児(1~6歳)	0.5	妊婦	0.2	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI (%)										
一般(1歳以上)	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.5										
妊婦	0.2										
高齢者(65歳以上)	0.1										

	各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれにおける摂取量は急性参考用量(ARfD)を超えていない ^{注)} 。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。
意見聴取の状況	平成27年3月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
どうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.4				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび	0.1	0.5	○			<0.01, 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チングンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.2				
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
しろとうり		0.2				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.2				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02(おかひじき)
みかん		0.2				
なつみかんの外果皮		0.5				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パンパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				
その他のオイルシード	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02(えごま)
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.01				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ	0.5	0.02	○			0.07, 0.14(レゾ)
牛の筋肉	0.05	0.01	IT	0.05	米国	【推:0.05】
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪	0.05	0.01	IT	0.05	米国	【推:0.05】
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓	0.05	0.1	IT	0.2	米国	【推:0.05】
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓	0.2	0.1	IT	0.2	米国	【推:0.2】
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分	0.2	0.1	IT	0.2	米国	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳	0.05	0.1	IT	0.05	米国	【推:0.029】

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参考するよう申請されたもの

推: 推定される残留量であることを示す

アシュラム

食品名	残留基準値 ppm
さとうきび	0.1
ほうれんそう	0.1
その他の野菜 ^{注1)}	0.1
その他のオイルシード ^{注2)}	0.1
その他のハーブ ^{注3)}	0.5
牛の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注4)}	0.2
乳	0.05

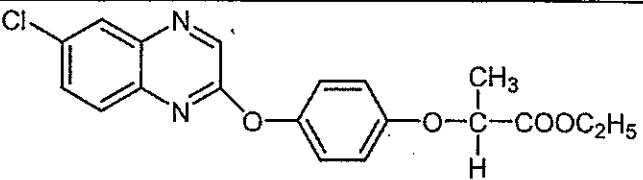
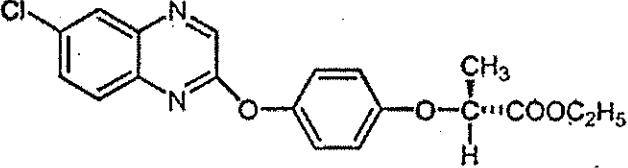
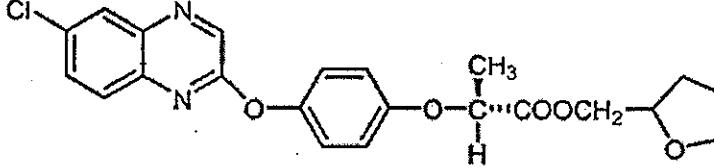
注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。

注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、グレン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル (Quizalofop-ethyl and Quizalofop-P-tefuryl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	 <p>キザロホップエチル (ラセミ体) S体 : R体 = 50 : 50</p>  <p>キザロホップPエチル (R体)</p>  <p>キザロホップPテフリル (R体)</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	フェノキシプロピオン酸系の茎葉処理型選択性除草剤である。作用機構は、茎葉処理によって葉面より速やかに吸収された後、特に脂質合成阻害により分裂組織の壊死や生長抑制などを引き起こすことで、枯死させるものと考えられている。
適用作物／適用雑草等	だいす／一年生イネ科雑草(スズメノカタビラを除く)、てんさい／シバムギ 等
我が国の登録状況	だいす、てんさい等に農薬登録がされている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ、EU、豪州において、豆類、てんさい等に、ニュージーランドにおいて、豆類、うり類、ばれいしょ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>①キザロホップエチル <u>ADI : 0.009 mg/kg 体重/day</u></p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.9 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)</p> <p>安全係数 100</p>

	<p>②キザロホップP テフリル ADI : 0.013 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 1.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>総合的な評価として、より低い値である 0.009 mg/kg 体重/day をキザロホップエチル及びキザロホップ P テフリルのグループ ADI と設定した。</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物及び畜産物にあっては、キザロホップエチルを代謝物 B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したもの、キザロホップ P テフリルを代謝物 B に換算したもの、代謝物 B 及び加水分解により代謝物 B に変換される代謝物を代謝物 B に換算したものの和とし、魚介類にあっては、キザロホップエチルを代謝物 B に換算したもの、代謝物 B 及び加水分解により代謝物 B に変換される代謝物を代謝物 B に換算したものの和とする。</p> <p>ただし、キザロホップエチルにはキザロホップ P エチルが含まれ、代謝物 B にはキザロホップ P が含まれるものとする。</p> <p>代謝物 B はキザロホップエチル、キザロホップ P エチル及びキザロホップ P テフリルから、加水分解によって共通して生成される代謝物であり、親化合物に換算して管理することが困難であると考えられることから、それぞれ親化合物を代謝物 B に換算したものの和を規制対象とした。</p> <p>また、代謝物 B は農薬プロパキザホップの代謝物でもある。そのため、プロパキザホップの基準が設定されている食品において、代謝物 B が検出された場合には、プロパキザホップの使用状況又は残留試験結果を踏まえ、規格基準への適否を判断することとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	22.6	幼小児（1～6歳）	45.2	妊婦	22.7	高齢者（65歳以上）	25.9
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	22.6										
幼小児（1～6歳）	45.2										
妊婦	22.7										
高齢者（65歳以上）	25.9										
意見聴取の状況	平成27年3月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国外 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.056,0.0741,0.11,0.056
小豆類	0.2	0.25	○			
えんどう	0.2	0.25				
そら豆	0.2	0.25				
らっかせい	0.1	0.1	○			
その他の豆類	0.2	0.25				
ばれいしょ	0.1	0.1	○			0.011,0.015
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ	0.1	0.1	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.1	0.1	○			0.015,0.019
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.1	申			0.039,0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	0.3	申			3.47(\$),2.31
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.3				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.3				
はくさい	0.3	0.3	○			
キャベツ	0.3	0.3	○			
芽キャベツ	0.3	0.3				
ケール		0.3				
こまつな		0.3				
きょうな		0.3				
チンゲンサイ		0.3				
カリフラワー	0.05	0.05				
プロッコリー		0.3				
その他のあぶらな科野菜		0.3				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.3				
チコリ		0.3				
エンダイブ		0.3				
しゅんぎく		0.3				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.3				
その他のきく科野菜		0.3				
たまねぎ	0.05	0.05	○			
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	0.05				
にんにく	0.05	0.05				
にら		0.3				
アスパラガス	0.3	0.3	○			
わけぎ		0.3				
その他のゆり科野菜		0.3				
にんじん	0.1	0.1	○			
バースニップ		0.1				
バセリ		0.3				
セロリ	0.3	0.3	○			
みつば		0.3				
その他のせり科野菜		0.3				
トマト	0.05	0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	0.02				
すいか	0.05	0.05	○			
メロン類果実	0.02	0.02				
まくわうり		0.05				

農薬名 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう たけのこ ししょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.05	0.05	○			0.065,0.046
		0.1				
		0.01				
		0.01				
	0.2	0.25				
その他の野菜	0.2	0.25				【0.019(n=2)(ビート)(豪州)】
	0.3	0.25				
りんご びわ	0.05	0.05				
もも あんず(アブリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.05	0.05	○			
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
ぶどう	0.02	0.02				
キウイ パイナップル なつめやし		0.05				
	0.05	0.05				
		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.05	0.05				【<0.045(n=4)(亜麻)(米国)】
	0.01	0.01				
	0.1	0.1				
	1	1				
	0.05	0.05		0.05	米国	
その他のスパイス		0.03				
その他のハーブ	2	0.3		2.0	米国	【0.22-1.2(n=4)(ヘーミント(米国)/1.0,2.6(スペアミント(米国))】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02				【推:0.02】 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
	0.02	0.02				
	0.02	0.02				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05				【推:0.05】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
	0.05	0.05				
	0.05	0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1				【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
	0.1	0.1				
	0.1	0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1				【推:0.10】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
	0.1	0.1				
	0.1	0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1				【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
	0.1	0.1				
	0.1	0.1				
乳	0.04	0.04				【推:0.04】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.02	0.04				【推:0.02】
その他の家きんの筋肉	0.02	0.04				【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.05	0.05				【推:0.05】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.05				【推:0.05】
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05				【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.05				【推:0.05】
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05				【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.05				【鶏の肝臓及び腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05				【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.02	0.02				【推:0.02】
その他の家きんの卵	0.02	0.02				【鶏の卵参照】
魚介類	0.1		申			推:0.10

表中の基準値現行については、キザロホップエチル相当量で表している。

表中の基準値案及び作物残留試験成績等については、代謝物B相当量で表している。

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル

食品名	ppm	残留基準値
大豆	0.3	
小豆類 ^{注1)}	0.2	※今回基準値を設定するキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルとは、農産物及び畜産物にあっては、キザロホップエチルを代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したもの、キザロホップPテフリルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和とし、魚介類にあっては、キザロホップエチルを代謝物Bに換算したものの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和とする。
えんどう	0.2	
そら豆	0.2	
らっかせい	0.1	
その他の豆類 ^{注2)}	0.2	
ばれいしょ	0.1	
かんしょ	0.1	
やまいも(長いもをいう。)	0.1	
てんさい	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	ただし、キザロホップエチルにはキザロホップPエチルが含まれ、代謝物BにはキザロホップPが含まれるものとする。
はくさい	0.3	
キャベツ	0.3	
芽キャベツ	0.3	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
カリフラワー	0.05	
たまねぎ	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	
にんにく	0.05	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
アスパラガス	0.3	
にんじん	0.1	
セロリ	0.3	
トマト	0.05	
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.02	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.02	
ほうれんそう	0.05	
未成熟えんどう	0.2	
未成熟いんげん	0.2	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
えだまめ	0.3	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、
その他の野菜 ^{注3)}	0.02	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
りんご	0.05	
もも	0.05	
いちご	0.05	
ラズベリー	0.05	
ブラックベリー	0.05	
ブルーベリー	0.05	注4)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
クランベリー	0.05	
ハックルベリー	0.05	
その他のベリー類果実 ^{注4)}	0.05	
ぶどう	0.02	
パインアップル	0.05	
ひまわりの種子	0.05	

食品名	残留基準値 ppm
べにばなの種子	0.01
綿実	0.1
なたね	1
その他のオイルシード ^{注5)}	0.05
その他のハーブ ^{注6)}	2
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注8)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.04
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.1

注5)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。

注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注7)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をい

注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シモキサニル (Cymoxanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	シアノアセトアミド系の殺菌剤である。菌体内の呼吸系代謝機構及びDNA合成機構に作用することで、菌糸の伸長及び胞子の発芽を抑制して殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／疫病、きゅうり／べと病 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ・きゅうり等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、ホップ等に、カナダにおいてばれいしょ、ラズベリー等に、EUにおいてだいず、きゅうり等に、ニュージーランドにおいてにんにく、たまねぎ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.013 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 1.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD : 0.08 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 6~18 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シモキサニルとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>79.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>41.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	37.8	幼小児 (1~6歳)	79.1	妊婦	33.5	高齢者 (65歳以上)	41.1
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	37.8										
幼小児 (1~6歳)	79.1										
妊婦	33.5										
高齢者 (65歳以上)	41.1										

	査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。
意見聴取の状況	平成 27 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
小豆類	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005
えんどう	0.5	0.05	IT		0.5	EU
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ	2	2	○			
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)		0.1				
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン	19	0.05	IT		19	米国
はくさい	0.2	0.2	○			
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チングンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク	0.1	0.05	IT		0.1	EU
チコリ		0.05				
エンダイブ	19	0.05	IT		19	米国
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ	0.05	2	○・IT		0.05	米国
ねぎ(リーキを含む。)	1	0.05	IT		1.1	米国
にんにく	0.05	0.1	IT		0.05	米国
にら	1	0.05	IT		1.1	米国
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.01	○			<0.01(n=4)(ちつきよう)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん パースニップ ペセリ セロリ みつば その他のセリ科野菜	0.05 0.05 19 6 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	IT IT	19 6.0	米国 米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】 【<0.05~2.35(n=13)(米国)】
トマト ピーマン なす その他のナス科野菜	2 0.2 0.5 0.2	2 0.2 0.5 0.2	O IT O IT	0.2	米国 米国	【<0.02~0.12(n=13)(米国)】 0.10,0.14 【<0.02(n=3),<0.05(n=4)(米国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり※ その他のうり科野菜	2 0.1 0.05 0.05 0.05 0.04 0.1	2 0.05 0.05 0.05 0.05 0.1 0.05	O IT IT O O IT IT	0.1 0.05	EU 米国 EU EU	【<0.01~<0.05(n=18)(EUズッキーニ)】 【米国きゅうり、カントロープ参照】 <0.01,<0.01 <0.01,<0.01 【<0.003~<0.05(n=18)(EUメロン)】 【EUかぼちゃ参照】
ほうれんそう たけのこ オクラ しょウが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.5	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	IT	0.5	EU	【0.007,0.004,<0.003(n=6)(EU)】
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.05 0.05 0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		0.05 0.05 0.05 0.05 0.1				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.1 0.05 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	4 4 4 4 4 4	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	IT IT IT IT IT IT	4.0 4.0	米国 米国	【0.34~0.965(n=5)(米国ラズベリー)、 1.55(n=1)(米国ブラックベリー)、 2.1(n=1)(米国ボイセンベリー)】 【米国ラズベリー参照】
						【米国ラズベリー参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	1	1	○			
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.01				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子	0.1	0.05	IT	0.1	EU	【<0.01(n=11)(EU)】
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ	7	2	IT	7.0	米国	【0.153~3.76(n=6)(米国)】
その他のスパイス	0.1	0.05	IT	0.1	EU	【EUひまわり参照】
その他のハーブ	19	0.05	IT	19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
乳		0.05				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

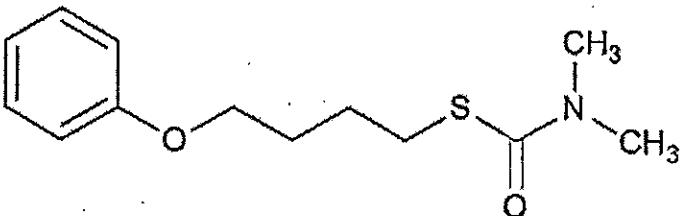
(*)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

*まくわうりにおいては、EUの残留基準に加工係数0.4(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

シモキサニル

食品名	ppm	残留基準値
大豆	0.05	
小豆類 ^{注1)}	0.02	
えんどう	0.5	
ばれいしょ	2	
クレソン	19	
はくさい	0.2	
アーティチョーク	0.1	
エンダイブ	19	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	
たまねぎ	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	1	
にんにく	0.05	
にら	1	
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.05	注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
パセリ	19	
セロリ	6	
トマト	2	
ピーマン	0.2	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.2	注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	
しろうり	0.05	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
まくわうり	0.04	
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.1	注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
未成熟えんどう	0.5	
ラズベリー	4	
ブラックベリー	4	
その他のベリー類果実 ^{注5)}	4	注5)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、グラントベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	1	
ひまわりの種子	0.1	
ホップ	7	
その他のスパイス ^{注6)}	0.1	注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注7)}	19	注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フェノチオカルブ (Fenothiocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺ダニ剤										
作用機構	チオカーバメート系の殺ダニ剤である。生体内で生成したスルホキシドが酵素等をカルバモイル化し、種々の代謝経路を阻害することにより、殺ダニ効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	みかん／ミカンハダニ										
我が国の登録状況	みかんに農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.015 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口投与） 無毒性量 1:5 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARfD : 0.13 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 2世代繁殖試験（ラット・混餌） 無毒性量 13 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験：in vitro試験 (+/-) in vivo試験 (+)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェノチオカルブとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究所の結果に基づき ESTI を推</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	1.3	幼小児 (1~6歳)	4.1	妊婦	0.3	高齢者 (65歳以上)	2.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	1.3										
幼小児 (1~6歳)	4.1										
妊婦	0.3										
高齢者 (65歳以上)	2.0										

	定した。
意見聴取の状況	平成 27 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国外 基準値 ppm	
すいか メロン類果実 まくわうり		0.5 0.5 0.5				
みかん なつみかんの外果皮 なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.5	0.5 0.20 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○			0.020,0.144(\$)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5				
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5				
ぶどう かき		0.5 0.5				
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー ¹ パッションフルーツ なつめやし		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5				
その他の果実		0.5				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.5 0.5 0.5 0.6 0.5 0.5				
その他のスパイス	20	0.5				3.80,10.8(\$)(みかんの果皮)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(\$):これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

答申(案)

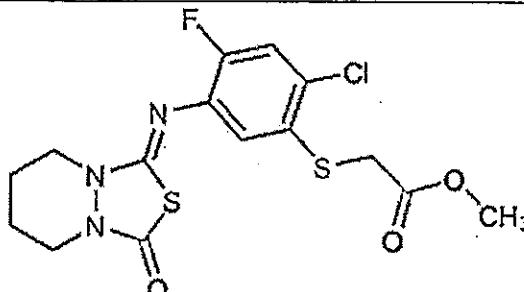
(別紙2)

フェノチオカルブ

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.5
その他のスパイス ^{注)}	20

注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルチアセットメチル (Fluthiacet-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	イソウラゾール系除草剤である。光合成におけるクロロフィル生合成経路のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害することで、殺草効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／イチビ										
我が国の登録状況	とうもろこしに農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.001 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 18か月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 0.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARfD : 設定の必要なし</u> フルチアセットメチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) を設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルチアセットメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1617 1413 1842"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.4	幼小児 (1~6歳)	1.6	妊婦	0.5	高齢者 (65歳以上)	0.4
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.4										
幼小児 (1~6歳)	1.6										
妊婦	0.5										
高齢者 (65歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	平成27年3月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

フルチアセットメチル

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし	0.05	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.01				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

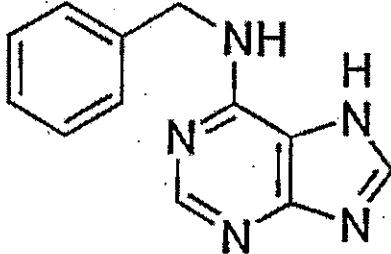
答申(案)

(別紙2)

フルチアセットメチル

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05

ベンジルアデニン (Benzyladenine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／植物生長調整剤										
作用機構	サイトカイニン類似の植物生長調整剤である。生体内の核酸に取り込まれ RNA 合成が誘導されることで、タンパク質合成促進効果や生長促進効果が引き起こされると考えられている。										
適用作物／使用目的等	りんご／高接 1 年枝側芽発生促進、アスパラガス／萌芽促進 等										
我が国の登録状況	りんご、アスパラガス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州においてりんご、西洋なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.062 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 6~19 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口投与) 無毒性量 6.25 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ベンジルアデニンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="573 1395 1414 1635"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.4	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.2
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.4										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.2										
意見聴取の状況	平成 27 年 3 月 26 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.5				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.5				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
チングンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゃぶんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜		0.5				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にんにく		0.2				
にら		0.5				
アスパラガス	0.3	0.5	○			0.08(\$), 0.02, <0.01, 0.02
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.02				
バースニップ		0.02				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.1				
ピーマン		0.02				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01
しろとうり		0.1				
すいか	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.5				
みかん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005, <0.005
かき		0.05				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
ぐり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス	0.2	0.05	○			<0.04, <0.04 (みかん果皮)
その他のハーブ		0.05				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

():ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案)

(別紙2)

ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)

食品名	残留基準値 ppm
アスパラガス	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
すいか	0.02
みかん	0.1
りんご	0.05
ぶどう	0.02
その他のスパイス ^{注)}	0.2

注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メソトリオン (Mesotrione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリケトン系除草剤である。カロチノイド生合成系に関する補酵素(4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ)活性を阻害することにより、白化症状を発現させて、枯死させるものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／一年生雑草、水稻／水田一年生雑草 等										
我が国の登録状況	とうもろこし、水稻等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2014年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査したところ、米国においてとうもろこし、大豆等に、カナダにおいてとうもろこし、アスパラガス等に、EUにおいて小麦、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.003 mg/kg 体重/day [設定根拠] 3世代繁殖試験（ラット・混餌） 無毒性量 0.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD: 設定の必要なし メソトリオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験の500 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参考用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メソトリオンとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	2.4	幼小児 (1~6歳)	4.8	妊婦	1.9	高齢者 (65歳以上)	2.6
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	2.4										
幼小児 (1~6歳)	4.8										
妊婦	1.9										
高齢者 (65歳以上)	2.6										
意見聴取の状況	平成27年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.002(#), <0.002(#)
とうもろこし	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
その他の穀類	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.01(n=32)(オート麦)(米国) 【<0.01(n=24)(ソルガム)(米国)】
大豆	0.03		IT		0.03	カナダ 【<0.01~0.0249(#)(n=47)(米国)】
さとうきび	0.01	0.01			0.01	米国 【<0.01(n=24)(米国)】
アズパラガス	0.01	0.01			0.01	米国 【<0.01(n=8)(米国)】
オクラ	0.01	0.01			0.01	米国 【<0.01(n=12)(米国)】
ラズベリー	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.01(n=3)(米国)】
ブラックベリー	0.01	0.01		0.01	米国	【米国ラズベリー及び米国ブルーベリー 参照】
ブルーベリー	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.01(n=6)(米国)】
クランベリー	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.01(n=5)(米国)】
その他のベリー類果実	0.01	0.01		0.01	米国	【米国ラズベリー及び米国ブルーベリー 参照】
その他のオイルシード	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.01(n=10)(亜麻)(米国)】
その他のハーブ	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.01(n=4)(ルバーブ)(米国)】

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

メントリオン

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、どうもろこし及びそば以外のものをいう。
どうもろこし	0.01	
その他の穀類 ^{注1)}	0.01	
大豆	0.03	
さとうきび	0.01	注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
アスパラガス	0.01	
オクラ	0.01	
ラズベリー	0.01	
ブラックベリー	0.01	注3)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。
ブルーベリー	0.01	
クランベリー	0.01	
その他のベリー類果実 ^{注2)}	0.01	
その他のオイルシード ^{注3)}	0.01	注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注4)}	0.01	

テフルベンズロン (Teflubenzuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルフェニルウレア系殺虫剤である。昆虫のキチン質合成を阻害することにより、殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	みかん／アゲハ類、かき／カキノヘタムシガ 等										
我が国の登録状況	みかん、かき等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1994年に JMPRにおいて毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はばれいしょ、すもも等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてとうもろこし、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 78週間 発がん性試験（マウス・混餌） 最小毒性量 2.1 mg/kg 体重/day 安全係数 200</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：テフルベンズロンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>幼小兒（1～6歳）</td> <td>67.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>34.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	29.9	幼小兒（1～6歳）	67.3	妊婦	29.7	高齢者（65歳以上）	34.3
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	29.9										
幼小兒（1～6歳）	67.3										
妊婦	29.7										
高齢者（65歳以上）	34.3										
意見聴取の状況	平成27年3月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	0.05	0.05				
大麦	0.05	0.05				
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし	0.1	0.1				
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.1	0.1	○			
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ	0.1	0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ	0.1	0.1	○			
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい	0.5	0.5	○			
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	1	○			0.31, 0.36
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい	0.5	0.5	○			
キャベツ	0.5	0.5	○			
芽キャベツ	0.5	0.5	○			
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チングンサイ	1	1	○			
カリフラワー	0.05	0.05	○			
ブロッコリー	1	1	○			
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.41, 0.49(茎ブロッコリー)
ごぼう	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	1	○			0.31, 0.40(レタス)
その他のきく科野菜	5	1	申			0.42, 0.90, 1.90(\$) (葉ごぼう)
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			0.30, 0.40(葉ねぎ)
にんにく		0.02				
にら		0.1				
アスパラガス	1	1	○			
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
バースニップ		0.1				
バセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				
その他のセリ科野菜		0.1				
トマト	0.5	0.5	○			0.08, 0.18(ミニトマト)
ピーマン	0.5	0.5	○			
なす	0.5	0.5	○			0.07, 0.13(\$) [0.12, <0.05(韓国)]
その他のなす科野菜	0.2	0.5		0.2	韓国	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2				
しろとうり		0.5				
すいか		0.1				
メロン類果実	0.2	0.2				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.04, 0.02(とうがん)
ほうれんそう	5	0.5	○			1.58(\$), 0.94
たけのこ		0.1				
オクラ		0.02				
しょうが	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01
未成熟えんどう	3	0.5	○			0.93, 1.45
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ	1	1	○			0.22, 0.32(\$)
マツシユルーム	0.2	0.2				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.1				
みかん	0.1	0.1	○			
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.45, 0.32
レモン	1	1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1				
グレープフルーツ	1	1				
ライム	1	1				
その他のかんきつ類果実	1	1				
りんご	1	0.5	○	1		
日本なし	1	0.5	○	1		
西洋なし	1	1	○	1		
マルメロ	1	0.5	○	1		
びわ	1	1				
もも	0.3	0.3	○			
ネクタリン	1	1	○			
あんず(アプリコットを含む。)	0.3	0.3				
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	0.3				
うめ	0.3	0.3				
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.3				
いちご	1	1	○			0.11, 0.33(\$)
ラズベリー						
ブラックベリー						
ブルーベリー						
クランベリー						
ハックルベリー						
その他のベリー類果実						
ぶどう	1	1				
かき	0.5	0.5	○			0.16, 0.19
バナナ		0.5				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ	20 0.5	20 0.02 0.02 0.02	○ IT		0.5 ブラジル 【<0.1, <0.1(#)】(ブラジル)	12.5, 12.7(荒茶) 1.79(\$), 1.16(みかん果皮)
その他のスパイス	5	5 0.01	○			
その他のハーブ		0.01				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.5				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参考するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

テフルベンズロン

食品名	ppm	残留基準値
米(玄米をいう。)	0.05	
小麦	0.05	
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
どうもろこし	0.1	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	
大豆	0.1	
ばれいしょ	0.1	
かんしょ	0.1	
てんさい	0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	
はくさい	0.5	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.5	
チングンサイ	1	
カリフラワー	0.05	
プロッコリー	1	
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	1	
ごぼう	0.1	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	
その他のきく科野菜 ^{注3)}	5	
ねぎ(リーキを含む。)	1	
アスパラガス	1	
トマト	0.5	
ピーマン	0.5	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.2	
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
メロン類果実	0.2	
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.2	
ほうれんそう	5	
しょうが	0.05	
未成熟えんどう	3	
えだまめ	1	
マッシュルーム	0.2	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	1	
レモン	1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1	

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、どうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、プロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

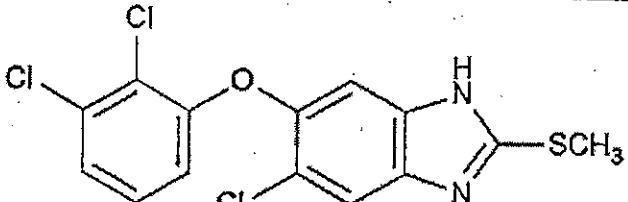
注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイシス以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
もも	0.3
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	0.3
すもも(ブルーンを含む。)	0.3
うめ	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	0.3
いちご	1
ぶどう	1
かき	0.5
茶	20
コーヒー豆	0.5
その他のスパイス ^{注7)}	5

^{注7)}「その他のスパイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

トリクラベンダゾール (Triclabendazole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>The chemical structure of Triclabendazole is shown. It consists of a central imidazolidine ring system. The 1-position is substituted with a methyl group (-CH₃). The 2-position is substituted with a methanesulfonamido group (-SCH₃). The 4-position of the imidazolidine ring is connected via an oxygen atom to the 4-position of a 4-chlorophenoxy group. This phenoxy group has a chlorine atom at the 2-position.</p>										
用途	動物用医薬品／内部寄生虫駆除剤										
作用機構	チアベンダゾール系の肝蛭駆除剤であり、チューブリンに結合し微小管の重合を阻害することにより、駆虫作用を示すと考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として牛（搾乳牛を除く）に承認されている。										
諸外国の状況	JECFAにおいて評価されており、国際基準が設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU、豪州、ニュージーランドにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.002 mg/kg 体重/day</u> <u>【設定根拠】 2世代 繁殖毒性試験 (ラット・混餌投与)</u> 無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリクラベンダゾール及び酸性条件下で代謝物D【5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-1,3-ジヒドロ-2H-ベンズイミダゾール-2-オン】に変換される代謝物とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1303 1413 1527"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	5.2	幼小児 (1~6歳)	9.7	妊婦	10.0	高齢者 (65歳以上)	3.4
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	5.2										
幼小児 (1~6歳)	9.7										
妊婦	10.0										
高齢者 (65歳以上)	3.4										
意見聴取の状況	平成27年3月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.3	0.20	○	0.25		
豚の筋肉		0.5				
羊の筋肉		0.10		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(羊を除く。)		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2					
牛の脂肪	0.1	0.10	○	0.1		
豚の脂肪		0.1				
羊の脂肪		0.10		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪(羊を除く。)		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1					
牛の肝臓	0.9	0.30	○	0.85		
豚の肝臓		0.2				
羊の肝臓		0.10		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓(羊を除く。)		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3					
牛の腎臓	0.4	0.30	○	0.4		
豚の腎臓		0.1				
羊の腎臓		0.10		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓(羊を除く。)		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2					
牛の食用部分	0.9	0.3	○			【牛の肝臓参照】
豚の食用部分		0.1				
羊の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(羊を除く。)		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3					【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照】

今回基準値を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及び酸性条件下でケートリクラベンダゾールに変換される代謝物をいう。
網掛け:ボシティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において承認のあるもの

トリクラベンダゾール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.9
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.9
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3

*今回基準値を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及び酸性条件下でケート-トリクラベンダゾール【5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-1,3-ジヒドロ-2H-ベンズイミダゾール-2-オン】に変換される代謝物をいう。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。